

第2号様式 診療所開設許可申請（法人又は非医師・非歯科医師による開設）

どんなときに

- ・法人又は非医師・非歯科医師が診療所を開設しようとするとき。
※病床を設置する場合は、保健所への申請前に愛知県地域保健医療計画における病床整備計画についての事前協議が必要となりますのでご注意ください。

いつまでに

建築工事着工前又は診療所開業日の2か月前を目途
※建築検討図面を作成の段階で事前にご相談下さい。

申請に必要な書類

書類は正副2部提出してください。（1部は保健所提出、1部は開設者控え）

- ・ **第2号様式 診療所開設許可申請**
- ・ 周囲の見取り図
- ・ 建物の見取り図が含まれた、敷地の平面図
（ビル内の診療所の場合は、そのフロアの平面図）
- ・ 建物（診療所）の平面図
- ・ 事業用地一覧
- ・ 土地及び建物の登記簿謄本
- ・ 定款の写し（開設者の原本証明が必要です。）
- ・ 法人の設立認可証もしくは定款変更認可証の写し

<診療用エックス線装置を設置する場合は以下の書類を添付>

- ・ **第21号様式 診療用エックス線装置設置届（案）**
- ・ エックス線診療室の平面図、側面図（管理区域が明示されているもの）
- ・ しゃへい計算書

<診療所の土地、建物を賃貸にて開設する場合は以下の書類を添付>

- ・ 賃貸契約書の写し（開設者の原本証明が必要です。）

手数料

18,000円（申請時に現金で納付してください。）

注意・その他

- ・ 申請書の受付から許可まで2週間程度かかります。書類に不備または不足がある場合、再提出を依頼することがありますので、開設予定日まで余裕をもって申請してください。

- ・申請内容に疑義がなければ、後日、保健所長により開設が許可されますので、開設許可証を窓口で受領してください。
- ・病床を設置する場合は、開設許可申請と同時に「診療所病床設置許可申請」の手続きが必要となりますのでお申し出ください。
- ・開設を許可された後は、診療所を開設してから10日以内に「**第4号様式 病院・診療所・助産所開設届**」の提出が必要となります。
- ・病床を有する場合は、工事完了後、使用開始前に「**第19号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書**」を提出し、保健所職員による検査をつける必要があります。